

『山手 133 番館』を歴史的建造物として認定しました！

横浜市では、歴史を生かしたまちづくりに取り組む中で、昭和 63(1988)年度施行の「歴史を生かしたまちづくり要綱」に基づき近代建築、古民家、西洋館、土木産業遺産などを横浜市認定歴史的建造物として認定してきました。この度、令和3年3月31日付で、新たに『山手 133 番館』を認定しました。

『山手 133 番館』は、中区の山手地区において外国人向け住宅として建てられた西洋館です。昭和 5 (1930)年頃の建築とされ、主屋、これに接続する使用人室の付属屋、別棟の車庫の 3 棟で構成されます。簡素ながら高質な意匠で統一され、一部の特徴からは建築家アントニン・レーモンドの事務所の関与も示唆されます。

本件をもって、横浜市認定歴史的建造物は 97 件、うち西洋館は 23 件となります。



▲ 外観（左側に主屋、右側が付属屋）



▲ 内観（1階居間部分）

1. 建造物の概要

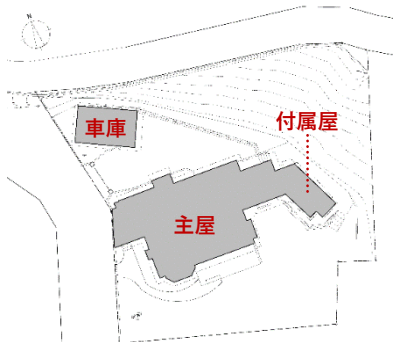
所在地	非公開 ※ 取材や建物に関するお問合せ等をご希望の場合は、以下までご連絡ください。 所有者：株式会社三陽物産 総務部 Tel. 045-251-8642
建築年	昭和初期（昭和 5（1930）年頃）
設計・施工	不詳（設計に A・レーモンド、施工に宮内工務店が関与した可能性がある）
構造	主屋：木造 2 階建、付属屋：木造 2 階建、車庫：木造平屋建
建築面積	主屋：121.69 m ² 、付属屋：15.95 m ² 、車庫：22.11 m ²
延床面積	主屋：233.41 m ² 、付属屋：30.25 m ² 、車庫：22.11 m ²
敷地面積	790.24 m ²

2. 沿革等

山手 133 番館は、関東大震災後の昭和 5(1930)年頃に外国人向け住宅として建てられました。昭和 20(1945)～昭和 28(1953)年は米軍により接収されていましたが、その他の期間は主に借家として利用され、複数の家族が住んだ履歴があります。令和 2 (2020)年に洋菓子店の横浜モンテローザを営む株式会社三陽物産が土地・建物を取得し、活用を見越して同社による耐震改修等の保全工事が予定されています。 **【裏面あり】**

3. 特徴

(1) 山手の旧外国人居留地の歴史を物語る希少な西洋館である



※提供：株式会社ユー・エス・シー

山手地区にはかつて多数の西洋館が建てられましたが、維持管理の困難さ等から近年は減少傾向にあり、創建当初頃の姿を良好に留めるものは非常に希少です。山手 133 番館は、広大な敷地に主屋・使用人用の付属屋・車庫を備え、旧居留地での暮らしぶりや社会的地位の高さを物語っています。主屋はゆとりのある空間を持つスパニッシュスタイルの洋館であり、各部屋にオリジナルの家具を備えています。付属屋は主屋厨房から接続し、和室で構成されています。南側には大きな庭園があり、主屋とテラスを介して繋がっています。

(2) 高台にあり良好な眺望やブラフ積み擁壁を備える

山手 133 番館は、山手本通りから外れた高台の上に立地しており、ワシントン坂方面に向けて広い眺望が開けます。かつては、眼前に港と海を広く望むことができたと考えられます。また、敷地内に、明治期に築造されたと言われるブラフ積み擁壁を備えており、こちらも希少です。

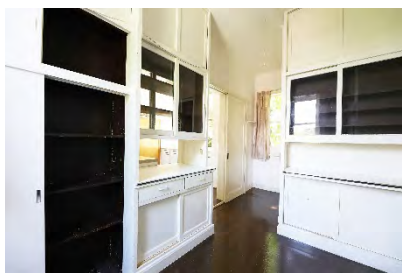


ブラフ積み擁壁 ▶

(3) A・レーモンドの事務所による諸作品との類似点がある

建築家 A・レーモンド (1888-1976) は、国内に事務所を構え横浜を含む各所に名建築を残しています*1。山手 133 番館創建と同時期の 1920~30 年代には数多くの住宅建築を手掛けていますが、山手 133 番館にもそれらとの類似点が随所に見受けられます。例として、同時代では珍しいスチールサッシ窓、厨房やクローゼット等のオリジナルの調度品、使用人室に至る階段や、床や下地の建築工法等が挙げられます。

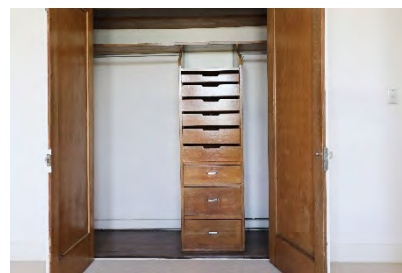
※1：市内には、横浜市認定歴史的建造物のエリスマン邸、フェリス女学院 10 号館（旧：ライジングサン石油会社社宅）を含む複数の作品が現存しています。



▲ 厨房部分



▲ スチールサッシ窓



▲ クローゼット

◆ (参考) 「歴史を生かしたまちづくり要綱」及び「横浜市認定歴史的建造物」について

横浜市では、歴史的資産を評価しまちづくりの資源として位置付け、保全活用を積極的に図っていくため、昭和 63 年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を制定しています。この中で、主に建造物の外観保全と活用を促進するため、専門家の調査により価値が高いとされた建造物を「登録」し、中でも更に価値があると判断されたものを所有者による同意を得た上で「認定」しています。

歴史的建造物の認定にあたっては、「歴史的景観保全委員」へ意見聴取を行い、所有者と共に建造物の保全すべき部位や方向性等をまとめて「保全活用計画」を定めることとなります。認定された場合、保全のための改修等に必要費用の一部について、市の助成を受けることが可能です。

お問合せ先

都市整備局都市デザイン室長 梶山 祐実

Tel.045 - 671 - 2023

「歴史を生かしたまちづくり要綱」のあらまし

横浜市では、昭和63(1988)年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を施行し、横浜らしい個性と魅力あふれる都市景観を形成している歴史的建造物の保全・活用をすすめています。

<特徴>

所有者の実情を大切に考え、柔軟で弾力的な保全を行います。また、景観上の価値を大切に考え、外観の保全を最優先し、内部はむしろ積極的な活用をすすめます。

<対象>

社寺、古民家、近代建築、西洋館、近代和風建築、土木産業遺構及びこれらと一体となっている工作物等を対象とします。

<登録歴史的建造物>

景観上価値があると認められる歴史的建造物を台帳に登録し、所有者にその内容について通知(登録通知)します。

登録された歴史的建造物を改変等する場合には、市の窓口にご連絡いただくようお願いいたします。この際、市から助言をすることがあります。

<認定歴史的建造物>

登録歴史的建造物のうち、より重要な景観上の価値があると認められ、かつ所有者の同意が得られた場合には、所有者との協議により「保全活用計画」を定め、認定します。

認定された歴史的建造物を改変等する場合には、市の窓口に出発が必要です。この際、市から指導及び助言をすることがあります。

認定歴史的建造物を保全するうえで必要な改修等に助成をします。

助成の種類と内容(認定歴史的建造物の場合)

助成対象事業	助成率	上限額
調査・設計	2/3	200万円
外観保全	2/3	木造 1,000万円
		非木造 6,000万円
耐震改修	2/3	木造 300万円
		非木造 2,000万円
外構保全	2/3	300万円
防災施設	2/3	300万円
維持管理	—	30万円/年

<問合せ先>

横浜市 都市整備局 都市デザイン室

電話：045-671-2023 F A X：045-664-4539

e-mail：tb-toshidesign@city.yokohama.jp

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10(横浜役所29階)